

個別ポリシーI 競争法



制定：2017年1月1日

1. はじめに

川崎汽船グループのビジネスに対して適用される全ての国の競争、反トラスト、反独占に関する法律(以下まとめて「競争法」といいます。)を遵守することは、川崎汽船グループ全体の指針です。川崎汽船グループの役職員は、競争法を遵守しなければなりません。また、他の従業員を管理すべき立場にある役員や管理職社員等には、自分の監督下にある従業員に、競争法に関する個別ポリシー(以下「個別ポリシー」といいます。)及び関連するルールや手続を理解させ、遵守させる義務があります。川崎汽船グループの役職員は、過去・現在・将来の川崎汽船グループの行為について、競争法の適用に関する疑義がある場合には、競争法コンプライアンスを担当する部署に相談しなければなりません。

2. 競業者との接触

競争法は、競業者同士が公正な競争を妨げたり、競争を妨げる目的で、合意をしたり協調行為をしたりすることを禁止しています。川崎汽船グループは、川崎汽船グループの役職員が、競業者との間で、以下のような内容の合意や認識を共有をすることを固く禁じます。

- (1) 販売価格を定めること(価格協定)
- (2) 共謀して入札に参加すること(入札談合)
- (3) 生産量又は出荷量を制限すること
- (4) 市場や顧客を分け合うこと
- (5) 製品やサービスの提供又は購入を拒絶すること

川崎汽船グループの役職員は、価格、費用、販売条件、ビジネス計画、サプライヤー、顧客、商圈、生産能力、生産高及びその他のビジネスにおいて重要となり得る事柄(以下「機微情報」といいます。)について、直接又は間接的に競業者と話し合ったり情報交換をしたりすることは、原則として行ってはなりません。

川崎汽船グループの役職員が競業者と接触する場合、それぞれの企業によって定められたルールやガイドラインに従って、競争法コンプライアンスを担当する部署に事前申請を行い、接触可否の判断を求めなければなりません。そして、接触後は、直ちに記録を作成し同部署に報告しなければなりません。

3. 顧客及びサプライヤーとの関係

競争法は、顧客及びサプライヤーとの関係についてもいくつかの規制を設けています。川崎汽船グループは、そのビジネスプラクティスや競争行為が、優越的地位の濫用によって不公正競争に関与していると疑われないようにしなければなりません。競争法上の問題が生じ得る主な行為は以下のとおりです。これらの行為は常に禁止されるわけではありませんが、これらの行為を行う際には、注意を払い、事前に競争法コンプライアンスを担当する部署に相談しなければなりません。

- (1) 顧客に対し、当社の製品やサービスを再販売する際の価格を制限しようとする
こと。ただし、川崎汽船グループを代理して取引を行う代理人や販売代理店を
通じて販売を行う場合は除く。
- (2) 顧客やサプライヤーに対し、川崎汽船グループの競業者のサービスや製品を取り
扱うことを制限すること。
- (3) 顧客に対し、川崎汽船グループの製品又はサービスを購入する条件として、顧客
が購入を希望していない製品やサービスの購入を求めること。
- (4) 川崎汽船グループが大きなシェアを有する市場において、商品又はサービスを
原価を下回る価格で供給すること。
- (5) 川崎汽船グループが大きなシェアを有する市場において、競争関係にある同種の
顧客のうち、特定の顧客に対し、価格、割引、取引数量(回数)などの点で不当に
差別的な取扱いをすること。

4. 業界団体、ロビー活動

競業者も加盟している業界団体の活動に参加することは、競争法上の問題を生じる
恐れがあります。共同して公的機関に対するプレゼンテーションを準備すること
(行政機関、立法機関及び司法機関を含む公的機関に対して意見表明を行うために、
業界団体等としてプレゼンテーションを行う場合など)については、競争法上許され
る可能性があります。しかし、そのような場合であっても、川崎汽船グループの役職
員は、競業者との間で機微情報について話し合ったり、情報交換をしてはいけませ
ん。また、競業者と共同して公的機関に対し、競争法上の問題が懸念されるプレゼ
ンテーションを行う場合は、担当者は事前に競争法コンプライアンスを担当する部
署と共に予定しているプレゼンテーションについて確認しなければなりません。

5. 包括適用除外

多くの法域において、海運業については競争法の包括適用除外制度が設けられています。川崎汽船グループは、包括適用除外制度を、事前にそれぞれの法域の競争法コンプライアンスを担当する部署又は外部の専門家に確認した上で、法に従い、適切な方法で活用します。

6. 事業分割、合併又はジョイントベンチャーの組成

事業分割、合併又はジョイントベンチャーの組成については、一般的に、その規模が一定の基準を超える場合には、国内及び海外の競争当局の承認を得ることが必要となります。事業分割、合併又はジョイントベンチャーの組成に際して、許可条件に従わなかった場合には、高額の罰金が科されたり、事業分割、合併又はジョイントベンチャーの組成が無効となったりすることがあります。そのため、事業分割、合併又はジョイントベンチャーの組成に当たっては、計画策定の段階から許可条件を適切に把握できるよう、初期段階から競争法コンプライアンスを担当する部署が関与することが必要です。

7. デューディリジェンス

川崎汽船グループは、企業買収等^{*1}の対象や共同事業のパートナー及び川崎汽船グループのために活動する第三者(以下「対象会社」といいます。)について、競争法違反リスクの度合に応じた適切なデューディリジェンスを行う必要があります。また、川崎汽船グループは、対象会社に対して、認識している競争法の違反行為があればその開示を求め、対象会社が過去及び現在において競争法に違反していないこと及び今後も競争法に違反しないことについて、契約中に表明保証及び誓約条項を設けるよう努めなければなりません。さらに、川崎汽船グループは、対象会社と締結する契約に、競争法を遵守するために必要な条項や川崎汽船グループによる監査権限を含めることを検討しなければなりません。

デューディリジェンス実施の詳細については、競争法コンプライアンスを担当する部署に相談して下さい。

8. 注記

- *1 「企業買収等」とは、川崎汽船グループが他の企業等を買収したり、他の企業等の事業を承継したり、あるいは他の企業等の株式を取得したりする場合を指します。

制定：2017年1月1日

(本個別ポリシーに関する問い合わせ先)

川崎汽船株式会社 企業法務リスク・コンプライアンス統括グループ

お問い合わせフォーム：<https://www.kline.co.jp/ja/contact/other.html>